

物流の「2024年問題」に関する説明会

# 物流特殊指定について

令和6年2月28日(水)14:00~16:00  
高松サンポート合同庁舎 南101大会議室



## 本日の説明のポイント

- 1 物流特殊指定と独占禁止法・下請法の関係
- 2 物流特殊指定が適用される取引
- 3 物流特殊指定で禁止される行為

## 物流特殊指定とは

物流特殊指定は、  
物流分野における取引の公正化を  
図ることを目的としています。

物流特殊指定（正式名称：特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法）は、荷主（いわゆる真荷主。以下同じ。）と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された、独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）上の告示<sup>（注）</sup>です。

（注）独占禁止法は、公正かつ自由な競争の制限につながるような行為、競争の基盤を侵害するような行為を不公正な取引方法として禁止しています。物流特殊指定は、荷主と物流事業者との取引に適用される不公正な取引方法として、独占禁止法第2条第9項第6号に基づき、公正取引委員会が指定しています。



## 優越的地位の濫用や物流特殊指定に対する対処の状況（令和4年度）

公正取引委員会に寄せられた違反被疑情報（申告）の件数は、**2,991**件

物流特殊指定の遵守状況の調査

荷主**30,000**社、物流業者**40,000**社  
荷主**101**名に対する立入調査



荷主**777**名に書面で注意喚起

優越的地位の濫用に該当するおそれのある事案など**55**件の注意（うち物流取引**14**件）

優越的地位の濫用の観点から労務費、燃料費等の  
転嫁状況に関する緊急調査

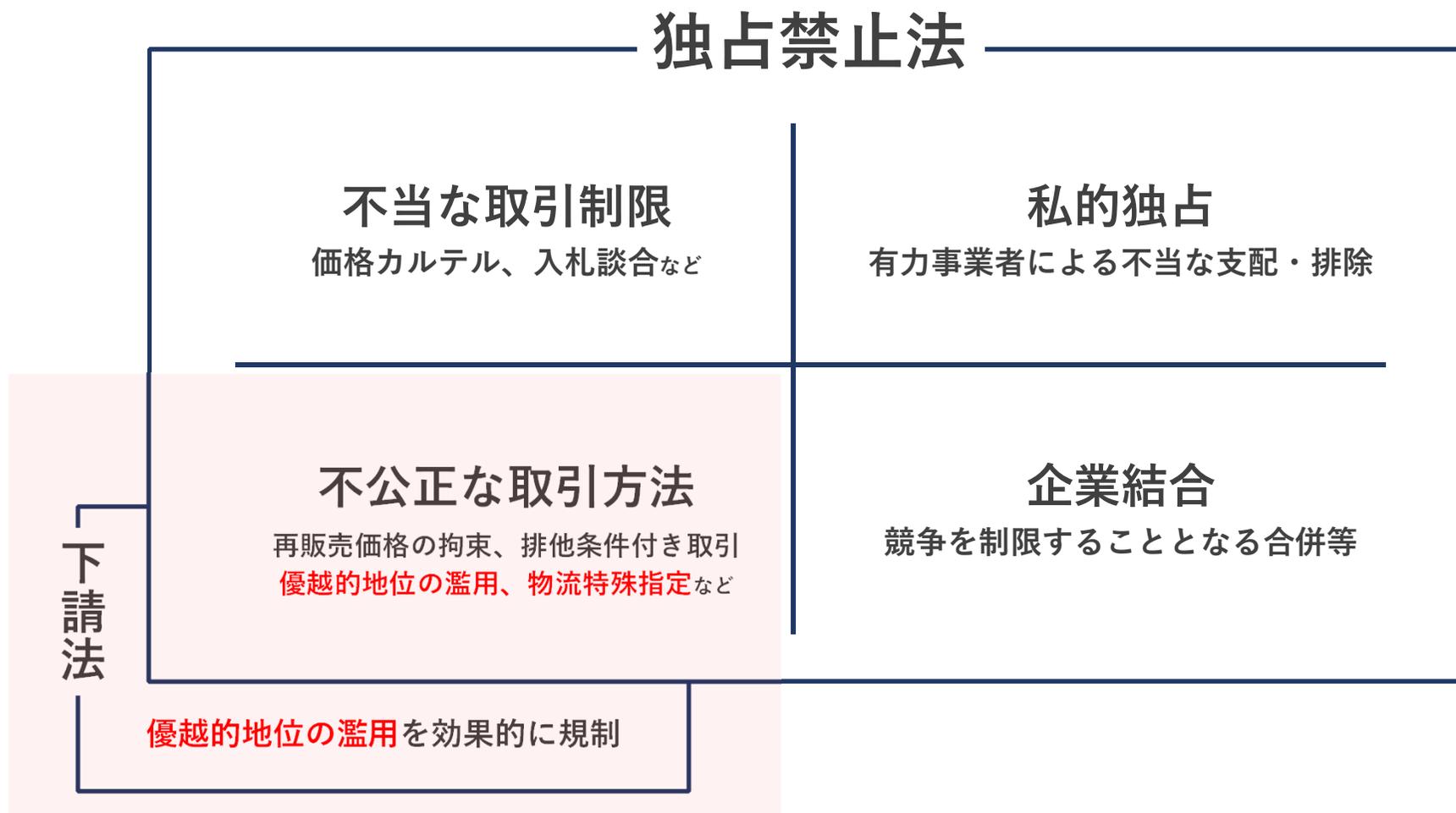
受注者**80,000**社、発注者**30,000**社  
立入調査**306**件



発注者**4,030**社に対し、具体的な懸念事項を明示して、文書で注意喚起

協議せず取引価格を据え置く等の行為が認められた事業者のうち、**13**社の**社名を公表**

## 独占禁止法による規制の全体像



## 優越的地位の濫用とは（概要）

優越的地位の濫用は3つの要素から判断されます。



※1 地位が優越しているかどうかは、①取引の相手方の行為者に対する取引依存度、②行為者の市場における地位、③取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断します。

※2 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

優越的地位の濫用になり得る行為類型は次のとおりです。

- 購入・利用強制（第4の1）
- 協賛金等の負担の要請（第4の2(1)）
- 従業員等の派遣の要請（第4の2(2)）
- その他経済上の利益の提供の要請（第4の2(3)）
- 受領拒否（第4の3(1)）
- 返品（第4の3(2)）
- 支払遅延（第4の3(3)）
- 減額（第4の3(4)）
- その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等(第4の3(5))
  - ・ 取引の対価の一方的決定（第4の3(5)ア）
  - ・ やり直しの要請（第4の3(5)イ）
  - ・ その他（第4の3(5)ウ）

※( )内は優越ガイドライン中の記載箇所です。

## 株式会社東京インテリア家具から申請のあった確約計画の認定について

### 東京インテリア家具



- 「東京インテリア家具」と称する店舗等を国内で展開
- 全国の家具小売市場における売上高が上位

優越的地位の濫用の疑い

### 違反被疑行為

#### 従業員等の派遣の要請

新規開店又は改装開店における商品の搬入、陳列等の要請



#### 新店協賛金の提供の要請

オープン協賛金等の名目による金銭の提供の要請



#### 地震被害補填協賛金の提供の要請

地震により毀損等した商品の損失補填のための金銭の提供の要請



通知  
(公正取引委員会)

### 東京インテリア家具が確約計画を作成

- ①違反被疑行為を取りやめていることの確認等
- ②納入業者への通知・従業員への周知徹底
- ③納入業者への返金（金銭的価値の回復）
- ④違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑤コンプライアンス体制の整備
- ⑥履行状況の報告

申請  
(東京インテリア家具)

公正取引委員会の認定

### 納入業者



- 東京インテリア家具に対する取引依存度が大きい
- 東京インテリア家具の店舗数の多さ等から売上高の増加等が期待できる
- 他の事業者との取引拡大等により東京インテリア家具との取引と同等の売上高の確保が困難

### 確約計画の認定

#### 措置内容の十分性

- ・近時の独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）違反事案の措置内容を全て含む
- ・金銭的価値の回復措置（約120社に総額約1億6600万円の返金）
  - ➡ 納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
  - ➡ 違反被疑行為の再発防止につながる

#### 措置実施の確実性

- ・コンプライアンス体制の整備
- ・措置の内容ごとに実施期限を設定
- ・措置の履行状況の報告を実施

## 優越的地位の濫用とは（「優越的地位」という要件）

B社にとってA社との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、A社がB社にとって著しく不利益な要請等を行っても、B社が受け入れざるを得ない場合

→ A社がB社に対して「優越的地位」にある

### ① B社のA社に対する取引依存度

→ B社のA社に対する売上高 ÷ B社全体の売上高  
等

### ② A社の市場における地位

- ・ A社の市場におけるシェアの大きさ
- ・ A社の市場における順位

等

## 総合的に考慮

### ③ B社にとっての取引先変更の可能性

- ・ 他の事業者との取引開始の可能性
- ・ 他の事業者との取引拡大の可能性
- ・ A社との取引に関連して行った投資

等

### ④ その他A社と取引することの必要性を示す具体的事実

- ・ A社との取引の額
- ・ A社の今後の成長可能性
- ・ 取引の対象となる商品又は役務を取り扱うことの重要性
- ・ A社と取引することによるB社の信用の確保
- ・ A社とB社の事業規模の相違

等

## 下請法とは（概要）

親事業者と下請事業者と取引（下請取引）について、親事業者に義務を課し、一定の行為を禁止しています。

下請取引

=

取引の内容

+

資本金区分

- (1) ● 物品の製造委託・修理委託  
● 情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者	→	下請事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者	→	下請事業者
資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下(個人を含む)
資本金1千万円超5千万円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

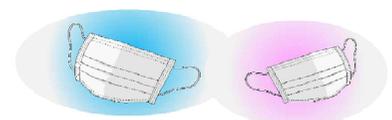
# 下請法とは（令和6年2月15日公表の事例）

## 王子ネピア株式会社に対する勧告（概要）

王子ネピア株（親事業者）  
（紙パルプ加工品等の製造販売）

### ● 下請取引の内容

王子ネピアが販売するマスクの製造を委託



### ● 違反行為の概要

本件下請事業者が、マスクの製造に必要な資材等を確保して納品の意思表示を行っているにもかかわらず、王子ネピアが、令和3年度分の**発注の一部を取り消すこと**により、本件下請事業者は、既に手配していた、

- ・ 資材の仕入代金
- ・ 資材の倉庫までの運送料
- ・ 資材の倉庫保管料
- ・ 資材の廃棄費用
- ・ 人件費

を、**負担することとなった。**

**本件下請事業者が負担することとなった費用の総額は2622万円超**

※王子ネピアは、本件下請事業者に対し、本件下請事業者の負担額に相当する額を支払済み。

本件下請事業者（1名）

### 公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下の2点について、取締役会の決議により確認すること
  - ・ 本件下請事業者の給付の内容を変更させることにより、利益を不当に害していた行為は、下請法の規定に違反するものであること
  - ・ 今後、下請事業者に対し不当な給付内容の変更(注)を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること

など

(注) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

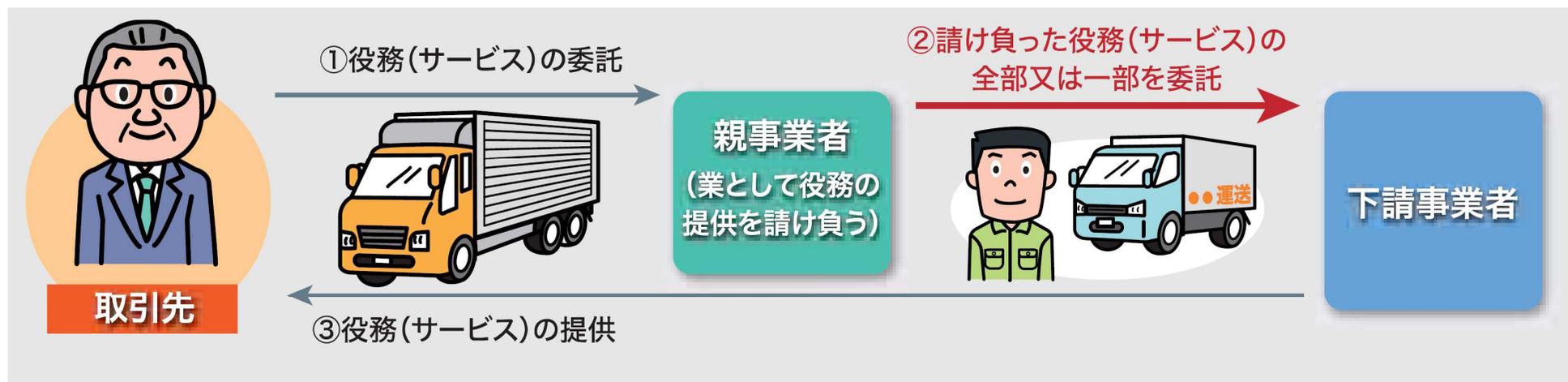
下請法は、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、発注の取消しや内容変更、やり直しをさせることにより下請事業者の利益を不当に害する行為を禁止。

## 下請法とは（「役務提供委託」）

役務提供委託とは、請け負った役務を再委託することをいいます（→部分が下請取引です。）。

### 役務提供委託

役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者<sup>（委託先）</sup>に委託する場合。



#### 例

- ・貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうち一部を他の運送事業者に委託する場合。
- ・自動車メーカーが、販売した自動車の保証期間内のメンテナンス作業を自動車整備会社に委託する場合。
- ・ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの警備を警備業者に委託する場合。

## 物流特殊指定と下請法の関係



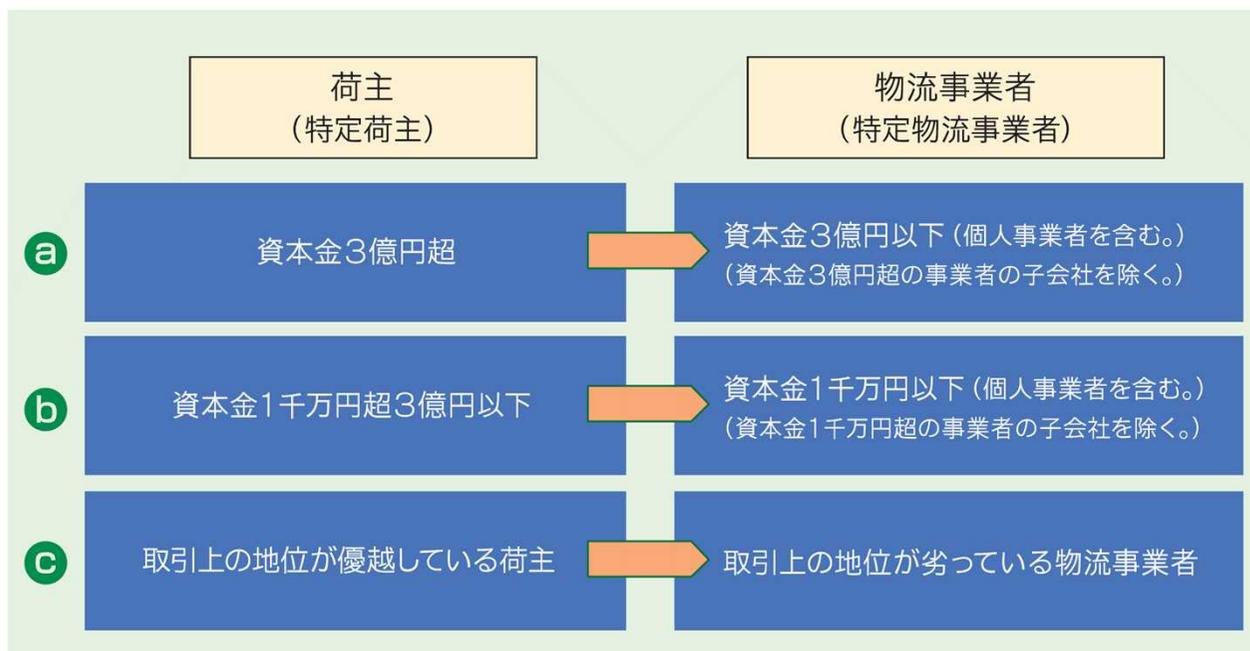
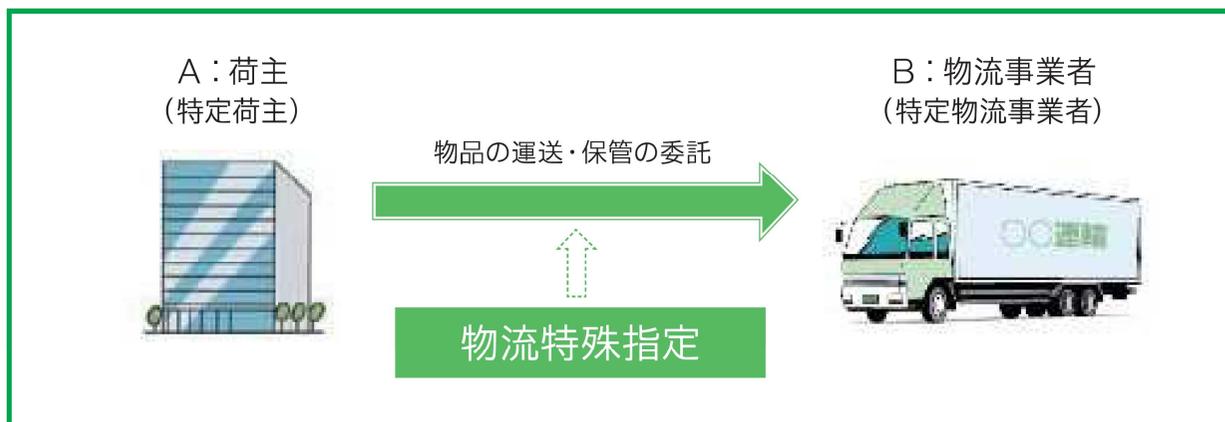
### 不公正な取引方法に該当するとして公正取引委員会が指定するもの

独占禁止法第2条第9項第5号のほか、同項第6号の規定により公正取引委員会が指定する、①すべての業種に適用される「不公正な取引方法」(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第13項(取引の相手方の役員選任への不当干渉)、及び②特定業種にのみ適用される不公正な取引方法にも、優越的地位の濫用の規定が置かれています。

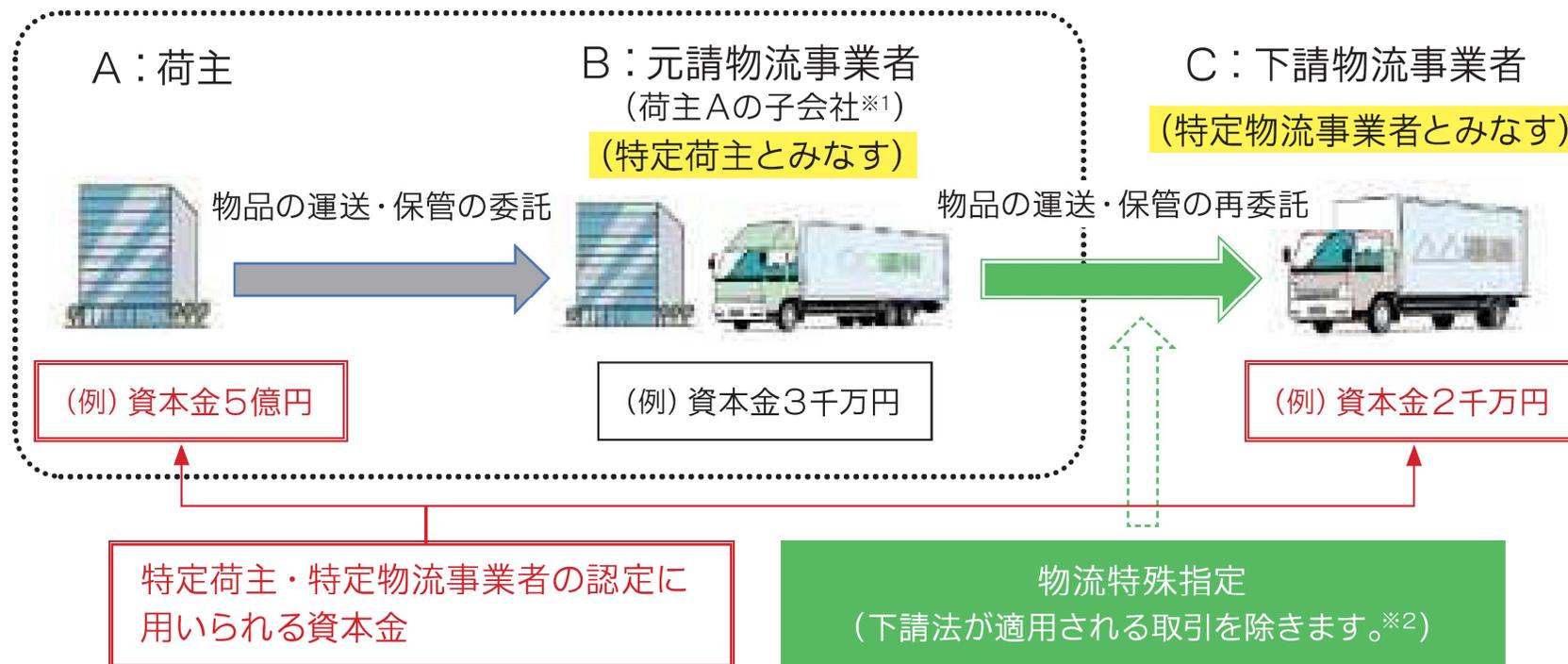
#### <特定業種にのみ適用される不公正な取引方法>

- 新聞業における特定の不公正な取引方法(平成11年公正取引委員会告示第9号)
- 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法(平成16年公正取引委員会告示第1号)
- 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法(平成17年公正取引委員会告示第11号)

## 物流特殊指定が適用される取引（資本金区分）



## 物流特殊指定が適用される取引（子会社を介して委託する場合の特例）



- ※<sup>1</sup> 荷主 (A) が元請物流事業者 (B) の議決権の過半数を有していること (間接保有によるものも含む。)  
 ※<sup>2</sup> 荷主 (A) の子会社 (B) の資本金が3億円超であって、BがAから請け負った物品の運送又は保管を資本金3億円以下の他の物流事業者に再委託する場合などは物流特殊指定は適用されず、下請法が適用されます (下記【参考】参照)。

# 物流特殊指定で禁止される行為（概要）

## ① 代金の支払遅延（物流特殊指定第1項第1号）

特定荷主は、特定物流事業者責任がある場合を除き、代金（運賃や保管料）をあらかじめ定めた支払期日までに支払わなければなりません。

## ② 代金の減額（物流特殊指定第1項第2号）

特定荷主は、特定物流事業者責任がある場合を除き、あらかじめ定めた代金の額を減じてはいけません。

## ③ 買ったたき（物流特殊指定第1項第3号）

特定荷主は、同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い代金の額を不当に定めてはいけません。

## ④ 物の購入強制・役務の利用強制（物流特殊指定第1項第4号）

特定荷主は、正当な理由がある場合を除き、特定物流事業者に対して自己の指定する物又は役務を強制して購入・利用させてはいけません。

## ⑤ 割引困難な手形の交付（物流特殊指定第1項第5号）

特定荷主は、支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

## ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請（物流特殊指定第1項第6号）

特定荷主は、自己のために、お金やサービス、その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

## ⑦ 不当な給付内容の変更及びやり直し（物流特殊指定第1項第7号）

特定荷主は、運送又は保管を変更させたりやり直させたりすることにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

## ⑧ 要求拒否に対する報復措置（物流特殊指定第1項第8号）

特定荷主は、減額の要求や自己の指定する物の購入の要求等（前記①～⑦）を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して取引の量を減じたり、取引を停止したりしてはいけません。

## ⑨ 情報提供に対する報復措置（物流特殊指定第2項）

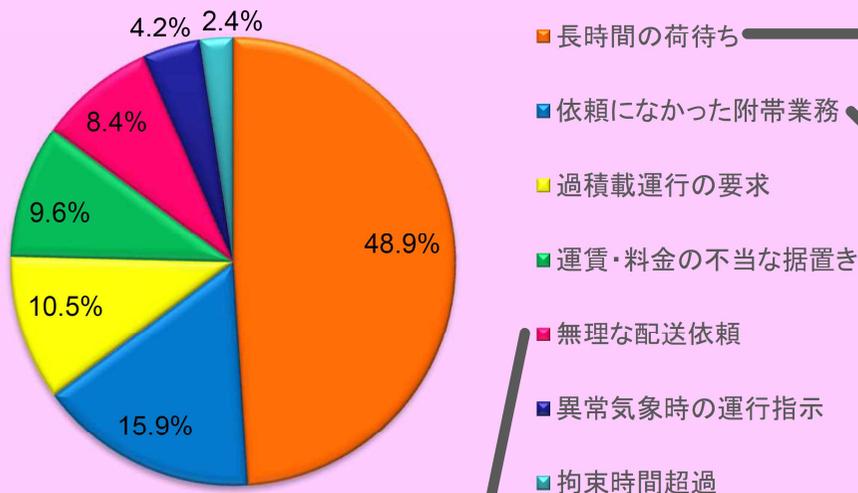
特定荷主は、特定荷主が物流特殊指定第1項に掲げる行為（前記①～⑧）をしていた場合に、特定物流事業者が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをしてはいけません。

# 物流特殊指定で禁止される行為の例（違反原因行為との関連）

（貨物自動車運送事業法）

## 荷主起因の違反原因行為の割合

出所：国土交通省「荷主対策の深度化」



### ② 代金の減額（物流特殊指定第1項第2号）

特定荷主は、特定物流事業者には責任がある場合を除き、あらかじめ定めた代金の額を減じてはいけません。

- 無理な到着時間等の運送条件を設定することで、当該条件を遵守できなかったことを理由に、代金を減額すること

### ⑦ 不当な給付内容の変更及びやり直し（物流特殊指定第1項第7号）

特定荷主は、運送又は保管を変更させたりやり直させたりすることにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

- 運送委託者の都合により、運送受託者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しないこと

### ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請（物流特殊指定第1項第6号）

特定荷主は、自己のために、お金やサービス、その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害してはいけません。

- 運送委託者は、運送受託者の運転手等に依頼し、契約で定められていない業務（発荷主・着荷主の倉庫内荷役、ピッキング、仕分け、清掃、検査・検収、ラベル貼り等）について、無償で実施させること（契約外の無償による附帯業務）

### ③ 買ったたき（物流特殊指定第1項第3号）

特定荷主は、同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い代金の額を不当に定めてはいけません。

- 軽油価格の高騰、多頻度輸送、長距離輸送、手待ち時間の発生等輸送条件が変化したにもかかわらず、それらを一切考慮しないで、通常支払われる運賃より低い運賃に据え置くこと

参考：国土交通省「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」

## 物流特殊指定で禁止される行為（注意喚起した実際の事例）

### 3 問題につながるおそれのある主な事例

荷主と物流事業者との取引に関する調査において見受けられた主な事例は、以下のとおり（括弧内は荷主の業種）。

#### （1）買ったとき

- ・ 荷主は、令和元年頃以降、運賃について、物流事業者から引上げの要請がなかったことから、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく据え置いていた。（その他の製造業）
- ・ 荷主は、物流事業者との運賃値上げ交渉に応じず、30年ほど前に定めた運賃表に基づく内容で毎年契約更新をして運賃を据え置いていた。（窯業・土石製品製造業）
- ・ 荷主は、大型トラックでなければ積載困難な量の貨物の運送を委託したにもかかわらず、中型トラックの運賃を一方向的に適用した。（飲食料品卸売業）

#### （4）不当な給付内容の変更及びやり直し

- ・ 荷主は、前日に発注した運送を当日にキャンセルしたが、物流事業者において既に発生した費用を負担しなかった。（印刷・同関連業）
- ・ 荷主は、翌朝の運送に備えて、前日夕方に物流事業者を集荷に来させているにもかかわらず、積み込む荷物の用意を終えておらず、数時間に及ぶ待機を余儀なくさせているが、当該待機時間に関する支払を行っていない。（物品賃貸業）

#### （5）不当な経済上の利益の提供要請

- ・ 荷主は、物流事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、物流事業者に支払う手数料に比して極めて大きい額の関税及び消費税を立て替えさせた。（生産用機械器具製造業）（参考参照）
- ・ 荷主は、物流事業者に対し、積荷の缶製品を手作業で大型トラックに積み込ませているが、それに対する作業料金を支払っていない。（化学工業）

出所：「令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について」から抜粋

# 物流特殊指定で禁止される行為（転嫁円滑化施策パッケージ）

## 「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の概要



- 公正取引委員会は、令和4年3月30日、転嫁円滑化施策パッケージ（令和3年12月27日）の内容も踏まえ、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、**独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の実施や事業者団体への自主点検の要請など、従来にない規模の取組を進めてきた。**
- 公正取引委員会は、令和5年3月1日、令和4年に実施した緊急調査や自主点検の結果等を踏まえ、新たに「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定し、**適正な価格転嫁の実現に向けて、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。**
- 公正取引委員会は、引き続き、**価格転嫁円滑化スキームに基づき、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用しつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法又は下請法に違反する事案については、より積極的かつ厳正に対処していく。**

①独占禁止法の執行強化	②下請法の執行強化等	③独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底
<p><b>1 転嫁円滑化に向けた更なる調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急調査（22業種11万名）を上回る規模の業種及び発送数の書面調査の実施（コスト構造において労務費の占める割合が高い業種向けの対応強化。調査対象期間：令和4年6月1日～令和5年5月31日） 【令和5年6月目途】</li> <li>緊急調査において、①注意喚起文書を送付した発注者や②多数の取引先に対して協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた発注者については、その後の価格転嫁の取組状況確認（フォローアップ）</li> <li>立入調査の実施、注意喚起文書の送付など必要な対応</li> <li>調査結果の取りまとめ【令和5年内目途】</li> </ul> <p><b>2 荷主と物流事業者との取引に関する調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書面調査の実施、前回調査を大幅に上回る規模の立入調査の実施、注意喚起文書の送付</li> <li>調査結果の取りまとめ【令和5年5月目途】</li> </ul>	<p><b>1 重点的な立入調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年度の重点立入業種を選定【令和5年5月目途】</li> <li>重点的な立入調査の実施【継続実施】</li> </ul> <p><b>2 下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【継続実施】</li> </ul> <p><b>3 法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係省庁とも連携し、事業者団体等が実施した取引適正化に向けた取組強化内容について必要なフォローアップ【令和5年内目途】</li> </ul>	<p><b>1 法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な価格転嫁に向けた要請【継続実施】</li> <li>経済団体等への働きかけ【継続実施】</li> <li>ウェブサイト等を通じた周知【継続実施】</li> </ul> <p><b>2 相談対応及び情報収集の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の運用等【継続実施】</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番 <b>電話番号 0120-060-110</b> 【受付時間】10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く。）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」の運用【継続実施】</li> </ul>

※協議を経ない取引価格の据え置き等（下記の独占禁止法Q & Aの1及び2に該当する行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
  - 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の行為が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

# 物流特殊指定で禁止される行為（労務費指針（抜粋））

## 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

### 本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

### 発注者として採るべき行動／求められる行動

#### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

#### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

#### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

#### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

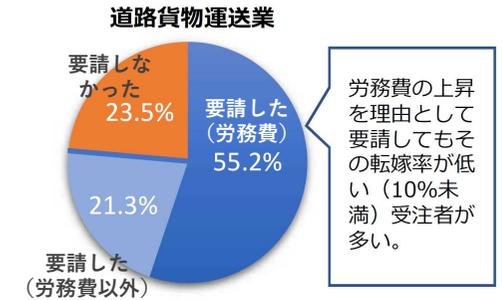
労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

#### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

#### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。



#### 公表資料の例

令和2年4月

### トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました

トラック輸送の「標準的な運賃」にご理解・ご協力をお願いします

国土交通省 JTA 全国トラック協会

# 最後に（各規制が適用される取引の範囲と違反行為への対処）

● 勧告（下請法第7条）

従った場合は、独占禁止法に基づく命令は行われない。

優越的地位の濫用

「優越的地位」

下請法

一定の「委託取引」  
(役務は「再委託」)  
「資本金区分」

物流特殊指定

「運送又は保管」  
「資本金区分」

● 排除措置命令(独占禁止法第20条)

排除措置命令とは、違反行為をした者に対して、違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分です。

● 課徴金納付命令(独占禁止法第20条の6)

課徴金とは、カルテル・入札談合等の違反行為防止という行政目的を達成するため、行政庁が違反事業者等に対して課す金銭的不利益のことをいいます。優越的地位の濫用行為が行われた場合は、違反行為をした者に対して、違反行為に係る期間(始期は調査開始日から最長10年前まで遡及)における違反行為の相手方との取引額に算定率(1%)を掛けた額の課徴金が課されます。

なお、課徴金算定額が100万円未満のときは納付を命じられません。

● 排除措置命令(独占禁止法第20条)

ご清聴ありがとうございました。